

國學院大學學術情報リポジトリ

Consideration of proccession of Mikoshi in the Kanda Matsuri at the latter term Edo period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岸川, 雅範 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001974

江戸後期における神田祭の神輿行列に関する一考察

岸川 雅 範

要旨

江戸時代に神田祭と山王祭は江戸幕府の「官祀」とされ、庶民たちより天下祭と称された。特に幕府との関係性が強かったのは神輿行列で、幕府より祭礼道具などの費用が負担され、また幕府より「国役」を負った南伝馬町・大伝馬町が神輿昇など行列の中心を担った。さらに神職や諸侯、小舟町も加わり神輿行列だけでも非常に賑やかなものであった。

本稿は、神田祭が「官祀」とされた重要素である神輿行列について、草野本家所蔵『神田明神祭礼絵巻』を中心に、行列の諸要素―神輿、両伝馬町、神職、小舟町、諸侯―から江戸時代後期の江戸における神輿行列の特徴を考察することを目的とする。

キーワード

草野本家所蔵『神田明神祭礼絵巻』、神田祭、官祀、天下祭、神輿行列

はじめに

江戸・神田明神の祭礼・神田祭は、江戸山王権現（現・日枝神社、東京都千代田区麹町鎮座）・山王祭とともに江戸幕府より「山王神田八官祀ナレハ格別」の待遇を受け、俗に「天下祭」と呼ばれた。そう呼ばれた要素として、しばしば指摘されるのは、祭礼行列が江戸城内へ入れることが通例であったこと、江戸城内で時には將軍の上覧があったこと、幕府が神輿行列の費用を負担し南伝馬町と大伝馬町が国役として神輿昇などに奉仕したこと、さらに二基の神輿や氏子町々より出された三十六番四十本前後の山車や附祭、御雇祭などの賑やかな祭礼行列などである。

その中でも特に神輿行列こそ天下祭の真の要素であった。それは天下祭にのみ神輿行列に対して江戸幕府が費用を負担し、両伝馬町が国役として祭礼に奉仕したからである。

本稿は、天明三年（一七八三）以降の神田祭の神輿行列を詳細に描いた章

野本家所蔵『神田明神祭礼絵巻』一巻を中心に、天下祭の真の要素である神輿行列を考察する。また牧田勲氏により法史学の立場から神田祭・山王祭の神輿行列を天下祭の性格として位置づけて論じた研究があるので合わせて参考としたいと思う。

一、江戸後期、神田祭の神輿行列―草野本家所蔵『神田明神祭礼絵巻』について―

神田祭及び江戸の祭礼研究において、豪華な人形が飾られ町方により出された山車の研究や、毎回違ったテーマで造られた附祭の曳き物や仮装行列の研究は多く見られるが、神輿行列の研究はほとんど見られない。さらに江戸時代に描かれた神田祭の絵巻類や絵つきの祭礼番附の多くでも、その興味は山車や附祭などにあったがため、神輿行列は省略されたり描かれても非常に小さい扱であることが多かった。

そうした状況において、草野本家（大分県日田市・草野本家・草野義輔氏

所有) 所蔵『神田明神祭礼絵巻』(以下、草野本家『絵巻』と表記)は、神輿行列のみを文字資料も合せて詳細に図示している絵巻で、江戸時代の神輿を研究する上で非常に貴重な資料といえる。

a 草野本家所蔵『神田明神祭礼絵巻』の内容について

草野本家『絵巻』の冒頭にこの絵巻を描いた経緯を以下のとおり記している。

神田御祭礼は丑年より隔年怠慢なく行われ昔ハ其町々名ある附祭多かりしゆへ神輿の婦社深夜来及ハれハ諸家供奉の勞を祭し神主願によりて天明三年癸卯九月練物拾番十二番の間へ神輿渡御とそなりぬ其行列のあらましを当子写して一巻となすのみ

文政六年癸未秋

素全

神田祭は隔年に行われてきたが、氏子町々より出された附祭が多くなり、神輿が神田明神へ帰社するのが深夜に及んでしまうため、天明三年に神主の願で、神輿行列を氏子町々の山車の十番と十一番の間を渡御することが許された。

天明三年の神主の願とは同年八月に神田明神神主芝崎大隅守が出した以下の願であった。

一 神田御社御祭礼、来ル九月十五日如例各執行可仕旨被仰出奉畏候、就右奉願上候は是迄御両社神輿御通行之義、町中練物を先立、其次、神輿渡御御座候処、毎度夜二入別混雑仕、万一雨天義之節杯、猶又破損も出来仕、且夜分途中口論等も有之、甚以不安心奉存候、依之今年より町中練物之義ハ神輿之前後ニ繰出候、神輿練物十番と十一番之間渡御仕度奉存候、左様御座候得は途中無差支御通行有之、上覧の御場も夜二入不申、且又御両社御旧地神田橋御門内其上大手御橋右式ヶ所^江神輿奉居、御祈禱奉幣仕候ニも御差支も無御座候、彼是右願を立繰上之義奉存候、勿論此已後共之通被仰付候様仕度奉存候、以上

卯八月

神田明神神主

芝崎大隅守⁵⁾

神輿渡御が夜分に及ぶと道筋が混雑し口論などが起こる可能性があり、また雨天の場合には神輿の破損のおそれもあるので、それらを避けるため今まで祭礼行列の最後尾を渡御していた神輿行列を山車練物十番と十一番の間に入れたいという。そうすれば上覧所へも夜になる前に神輿が到着でき、江戸城内に位置する神田明神旧蹟地や大手御橋での祈禱・奉幣にも都合がいいという内容であった。この願に対し、祭礼町々三十三町の月行事や名主たちは神輿が途中で行ってしまうと道筋に見物人などが入り込み混雑し喧嘩口論も起こり、十一番以降の山車や附祭が江戸城内へ入るのも遅れてしまうので、従来どおり神輿行列は最後尾のままにしてほしいとの返答をした。しかし結局、芝崎大隅守の願が受け入れられ、以降、神輿行列は十番と十一番の山車練物の間に入ることとなった。

草野本家『絵巻』は、以上の神輿行列の渡御の位置の変更をきっかけとして、それを文政六(一八二三)年に素全という人物が描いた絵巻であった。

b 天明期頃の神田祭

神田祭は元禄元年に初めて江戸城内に入り大祭化した後、八代將軍・徳川吉宗による儉約を旨とする享保の改革で、氏子町々による屋台が禁止され、山車練物に供奉する人数も制限されたりして祭礼行列が縮小された。

所々祭礼二付、ねり物^并人数之儀、左之通自今可相心得事

一やたい一切無用可仕候事

一ねり物人数之儀、一組合又は壹町切差出候町之人数高、多クハ三分一、其次ハ半分、其余ハ右ニ準、相応ニ減可申事

一ねり物一通之儀斗ニ用候衣類作り物等、兼^而拵置候儀一切可為無用候、

其節ニ至、在合候品用ひ可申事

一惣体ねり物結構ニ仕間敷候事

右之趣町中不殘可触知者也

丑年四月^⑧

享保頃に氏子町々より出された「ねり物」は具体的な姿は明らかではないが、作美陽一氏の正徳四年（一七一四）の根津権現祭礼を中心とした諸祭礼の考察によると、氏子町々が出した「ねり物」の内容は「山車+屋台」という組み合わせであった。この頃の屋台は「一部を除き、総体漆塗りに金銀箔をおき、破風造りの屋根、内は舞台と楽屋に仕切られ、舞台には人形や草花等を飾り、楽屋ではお囃子が奏され、大きさは二間ほどもある超大型^⑨」の屋台であったという。豪華に漆塗や金銀箔などが施され、舞台とその後ろに楽屋を持つ大型屋台は運ぶだけでも人数を要し、その費用も巡行時間も非常にかかったことが推測され、当然、享保の改革で規制の対象になった。また祭礼行列の道筋も享保以前はおそらく田安御門そして上覧所を経て竹橋御門を通り常盤橋御門より城外へ出るという道筋をとったであろうが、それが神田橋御門より常盤橋御門から城外へ出るという道筋へと簡略化された^⑩。

それが吉宗没去の宝暦元年前後頃より再び祭礼が拡大していき、寛延三年（一七五〇）には上覧所を通る道筋に戻され、氏子町々より「附祭」も出されるようになり行列の長さも増していった。その経緯が先に引用した天明三年の芝崎大隅守の願に対する祭礼町々一同の御尋への返答中に以下のように記されている。

一 神田明神御祭礼之義、古来ハ上覧所前相渡申候処、致中絶、寛延元辰年迄ハ神田橋御門ヨリ常盤橋御門^江出相渡申候、其砌ハ附祭練物一向無之、出し斗差出来申候、然ル処寛延三年より古来之通、上覧所前相渡候様被仰付、夫ヨリ附祭練物差出、其後御祭礼度毎ニ附祭練物之數相増候ニ随ひ、夫丈神輿繰出後候ニ付夜ニ入相渡候哉と奉存候、（以下略）^⑪

さらにこの頃の祭礼への規制は享保の改革の時代に比べ緩やかなもので、ますます祭礼行列は膨張していった。氏子町々より出された行列は享保期ま

での「山車+屋台」から「手持ち万燈+屋台・曳き物・仮装行列+山車」へと変化した。屋台は大型屋台ではなく芸人が演じるための「踊屋台」と歩いて移動する囃子方の「底抜け屋台」の二つに分割され、また張りばて等で造られた大型の「曳き物」などもこの頃より見られるようになってきた。

寛政改革以前—宝暦より安永・天明（一七五一—一七八九）の頃の華美を尽くした時代の神田祭を描いたと言われる龍ヶ崎歴史民俗資料館所蔵「神田明神祭礼絵巻」には三十六番の山車や「大江山凱陣」などの附祭が二巻に渡り描かれ、当時の神田祭の盛大さがわかり、それに伴い行列が非常に長くなり時間的にも最後尾の神輿行列の帰社が深夜に及んだこともうかがえよう^⑬。

草野本家「絵巻」は、享保の改革を経て再び盛大となっていた時期の神輿行列を描いたものであった。その絵巻に描かれた神輿行列の内容は、【表①】の通りである。

次項より草野本家「絵巻」を中心に、文政十年「神田明神地誌調」、明治二年に当時の神田明神主・芝崎好定が記した「神田御社祭礼次第記（神田御社御祭礼次第是迄仕来候振合書）」、明治三十三年に神田明神の社掌・木村信嗣が記録した「神田神社」と合わせ、神輿行列の構成要素を見ることにする^⑭。

なお資料の制約上、神輿行列の構成については江戸時代後期—文政年間より天保・弘化年間まで—を対象として考察する。また表・図版は全て本稿末尾に一括して掲載した。

二、神輿行列の構成 その一 —二基の神輿—

神田祭では二基の神輿が渡御した。草野本家「絵巻」には「一之宮 神田大明神 御神輿」「二之宮 将門霊神 御神輿 霊社造」と記されている（図⑤の17、21参照）。

神田祭において江戸幕府は神輿をはじめ祭礼道具の新調・修復の費用を負

担した。幕府によって初めて神輿が新調されたのは、元和三年（一六一七）、幕府により初めて神田明神の社殿が造営された時で、同時に神輿二基をはじめ二十三の祭礼道具が寄付された。

御祭礼御道具并御湯立神楽御道具元和三年御造営之節御寄付有之品左之通

一神輿 二社、一榭之台 壹ツ、一銚 二本、一轆但翠簾半疊共 壹挺

一夏冬束帯装束但冠太刀共 壹人前、一衣冠装束同断 拾人前

一布衣装束但烏帽子共 拾式人前、一素袍袴同断 百人前、一白張同断

四百三人前

一八徳 拾六人前、一朱傘袋共 壹本、一太鼓大小 五ツ、一獅子但幕共

両頭

一田楽装束但花笠辨鼓ひんさ、ら共 四人前、一鼻長装束但烏甲ノ手鉢共 式人前

一布衣装束但烏帽子共 八人前、一五色幕 二張、（中略）、

右御道具類損所有之候節者只今以御修復料被下置候事、

芝崎好定「神田御社祭礼次第記」に、神輿をはじめ祭礼道具の修復について以下の変遷が記されている。

一神輿始御祭器類大破は勿論少破不足等之分御祭礼年取調修復幕府江願立候得は修復有之候処近來願之後者修復料二被相下其余は産子町々寄附或は名主共取拵小間割等二修復仕來候

但近來幕府上洛其外多端二御祭礼延引年延等二相成修復無之當時神輿始御祭器類大破二相成居候⑩

神輿や祭礼道具は、元和三年の寄付後、まず明暦の大火での焼失により万治三年（一六六〇）に金二千両が下され焼失した御社殿とともに新調された。さらに元禄五年に神主・芝崎宮内が神田祭の年につき神輿・神宝の修復を願ひ出て願書・神宝目録を提出し願が受け入れられ、寺社奉行や入札により選ばれた職人・了隨及び亀屋太兵衛らが祭礼道具を見分した後に修復が行われ、寺社奉行より引き渡された。また元禄十三年にも同様に祭礼道具が幕府によ

り修復された記録が見られる。^⑪当初は主に江戸幕府により直接修復が行われた。

その後、幕府より修復料が下される形式に変更され、宝暦十三年（一七六三）に金二〇〇両、安永二年（一七七三）に銀二〇〇枚と金八〇〇両、寛政九年（一七九七）に銀二〇〇枚、文政六年（一八二三）に銀一〇〇枚が下された。^⑫但し、宝暦十三年の場合は幕府より金二〇〇両が下されたが修復料は総額九三〇両かかり、その不足を補うためさらに幕府より金六〇〇両の拝借を願ひ出、結局、幕府より金三〇〇両を拝借することとなった。

宝暦十三年八月

御勘定奉行え

神田明神神主

芝崎 豊 後

右、祭礼道具及大破候二付、先達て為修復料御金被下候得共、修復行届兼候二付、此度拝借相願候、先達て御金被下候儀二は候得共、修復難行届、当九月祭例前差懸候儀二付、金三百両拝借被 仰付候、修復致し方勘弁可致旨可被申渡候、上納之義は神事能興行之節、出銀仕候町々一統、右拝借金高割合、来申暮迄出銀致し候様可申渡旨、町奉行え申渡候間、右出銀を以可致返納旨、是又可被申渡候、尤町奉行、御勘定奉行可被談候、

八月

右之通、寺社奉行え申渡候、町々出銀之儀は、町奉行え申渡候間、得其意、可被談候、^⑬

その返済方法として芝崎豊後は神田明神境内で行ってきた神事能の興行費から拠出したという。かつて神事能は神田明神において隔年で行われてきたが、享保六年（一七二一）の火事により舞台や道具などを収めた土蔵が類焼してから行われなくなった。その後、享保十七年に再興されるはずであったが、この年に楼門を再建するため中止となり、楼門の再建費として神事能

のために町々より集められた費用の三分の一が出された。この前例から神輿の修復料として十二番組の町々十九町一、元柳原六丁目、佐久間町一・二、同三・四丁目、神田旅籠町、湯島六町分、同横町、本郷一丁目、同二丁目、六丁目一が神事能興行費の三分の一相当額を拠出した。⁽²⁰⁾

さらに幕末期にいたると町々の寄付や祭礼町の小間割で修復されることが多くなった。弘化二年（一八四五）の祭礼より政局の激変や幕府の財政難などで神輿修復のために下されたのは銀一〇〇枚で、修復料として不足していたため、不足分を補うため祭礼町が「一ト小間老問二付 銀壹匁式分」ずつ肩代わりすることになった。⁽²¹⁾

各時代の状況により幕府より下された修復料に不足があったが、原則的に江戸時代を通じて神輿行列の費用は幕府により出されることが通例とされた。神田祭は江戸時代を通じて火事などにより一時中止になることもあったが幕末期・慶応三年（一八六七）の最後の祭礼まで約九十回行われた。諸社の祭礼が中絶と再興を繰り返す中、約九十回もの祭礼は非常に多かった。それは神田祭が江戸幕府の吉事の祭り・官祀・天下祭として格別に位置づけられ、それ故「永続性」が求められたからである。⁽²²⁾

草野本家『絵巻』に目を戻すと、そこに描かれた一之宮神輿は一般的な鳳輦形式の神輿として描かれ、それに対し二之宮神輿は入母屋造の神輿が描かれている。木村信嗣「神田神社」には「一ノ宮神輿（中略）鳳輦形ノ輿ナリ」「二ノ宮神輿（中略）博風屋形造リ」と記されている。

神輿を描いた絵画資料には他に各年の神田明神祭礼番附がある。所見では寛政五年が一番古いが、神輿が描かれ始めるのは文政六年ころからである。

文政六年から描かれた神輿を見ると、文政六、八年は二基とも鳳輦形式であったが、文政十二年の番附では二之宮神輿に変化が見られ入母屋造の神輿が描かれている。その後、天保二、四年（一八三二、三）には再び二之宮神輿が鳳輦形式の神輿で描かれている。二之宮神輿が絵巻に描かれたような入母屋造の神輿として定着していくのは天保六年以降のことである（図①、②、

③、④参照）。

また一之宮を神田大明神、二之宮を将門霊神と表記していることも非常に興味深い。この二之宮神輿の形式変更は将門霊神への信仰の変遷と関係しているのかもしれない。寛政十一年（二七九九）、後に平将門公を知るうえで基礎資料となる『将門記』が国学者・植松有信により木版本として刊行され、堀保己一の『群書類従』にも収録され世に流布し、その後、『将門記』を元として将門公の事績を考証した曲亭馬琴による読本「平将門衰龍の装束」（『昔語質屋庫』）が文化七年（一八一〇）に刊行されたりした。さらに歌舞伎や狂言でも将門公を題材にした内容が多く演じられ将門公の認知度も上がったことが推測される。⁽²³⁾ 現段階で憶測ではあるが、二之宮神輿の形式の変化について、神田明神への信仰も含め、平将門公への信仰の変遷を今後考察していくことが課題となる。

三、神輿行列の構成 その二 — 大伝馬町、南伝馬町 —

草野本家『絵巻』に「角獅子 大伝馬町 半天 雲稲妻」玉獅子 南伝馬町 半天雲龍」と記され両伝馬町の人々により獅子頭持が奉仕されている姿が描かれている（図⑤の9参照）。神田祭の祭礼行列に加わった町々は多くあったが、その中でも大伝馬町（大伝馬町一丁目、二丁目、三丁目、三丁目統新道）と南伝馬町（南伝馬町一丁目、二丁目、塩町）は、幕府に対する「国役」—幕府が主に江戸の職人から技術奉仕を課した公的な所役—として祭礼に奉仕する町であった。⁽²⁴⁾

伝馬町は大伝馬町、南伝馬町そして小伝馬町の三町あり、国役として伝馬役を課された町々であった。その起立について、各町名主連名により以下のとおり記されている。

三伝馬町起立尋

享保十一年八月十日樽屋藤左衛門より尋二付同日左之通認差出候。

書付を以申上候

大伝馬町南伝馬町小伝馬町、右三ヶ所町始り之義御尋ニ御座候処、年久敷儀故耽と相知レ不_レ申候得共、及_レ承候趣書付差上申候。

一、大伝馬町南伝馬町小伝馬町之儀、往古より馬次宿ニて御曲輪之内罷在候処、百式拾老年以前慶長十一年御曲輪外え罷出、三ヶ所え引分ヶ被_二仰付_一、只今之処ニ罷在候。此節此所村々ニてまはら二家居御座候所、段々町屋ニ取立宿町ニ罷成候由承伝申候。其節より大伝馬町南伝馬町は道中筋御用、小伝馬町は江戸廻り之御用と相分り申候由承伝申候。

一、大伝馬町南伝馬町小伝馬町と名付ヶ申候儀は、御曲輪外え罷出候節より申習シ候由承伝申候。

一、御曲輪内ニ罷在馬繼仕候節は、只今之大伝馬町南伝馬町ハ宝田村、小伝馬町は千代田村と申候由、承伝申候。

右之通ニて御座候。以上。

享保十一年午八月

五人連名²⁷

江戸開府以前の古町であつた大伝馬町と南伝馬町は江戸時代にいたり、半月交代で無償の人馬提供・書状通送と賃伝馬提供とを行い、小伝馬町は江戸市中の伝馬御用をつとめた。²⁸

寛政三年（一七九一）に寛政の改革による町費節減策の一環として録上を命じられ、南伝馬町二丁目が提出した町入用の書上の内、定式入用の項目に以下の内容が見られる。

一、金九拾八両銀六匁四分

御国役

御朱印御證文人馬并賃伝馬其外諸人用

五ヶ年平均見合減省仕候高二御座候。

一、金八両貳部銀拾匁

右同断

山王神田明神両御祭礼諸人用右同断。²⁹

「山王神田明神両御祭礼諸人用」は主に神輿行列へ供奉する人足の手配な

どに使用された。南伝馬町一丁目も同入用として金十両を書き上げている。

延享三年（一七四六）に大伝馬町の名主・馬込勘解由らが町年寄・喜多村へ持参した書上に神輿行列に奉仕する人数が報告されている。これらの人々が神田明神よりそれぞれの祭礼道具を借り受け神田祭に奉仕したのであった。

神田明神御祭礼之覚

一、小旗 五本 人足五人

一、警固 人足六人 浅黄指袖無し羽織着申候、

一、吹貫 壹本 牛車 人足 拾式人内式人唐人出立 但、鳥太鼓

一、町人上下着御供 五人

一、同供之者 五人 右之通御祭礼壹番ニ罷出申候、

一、大鼓 五人 一、ひんさゝら 壹人

一、田楽 壹人 一、獅子頭持 拾式人

一、面かぶり 壹人 一、青侍 四拾人

一、御幣持 式人 一、大拍子持 三人

一、御輿昇 五拾人 一、御膳板持 式人

一、御神木持 六人 一、御神輿附町人上下着 六人

人数合計百六拾式人

右之通明神御祭礼ニ罷出申候、以上、

延享三年寅九月四日

大伝馬町月行事 作十郎

同 市右衛門

名主 勘解由³⁰

享保期ころに遡ると享保七、十一、十五、十七年に一六二人、十三年に一五二人、元文元、五年に一六二人、寛保二年に一六二人が供奉したことが記録に見られる。³¹

両伝馬町の奉仕の人数や服装などについて、木村信嗣「神田神社」に比較的詳しく記されており、それを元に一覧にしたものが【表②】である。³² この一覧から両町が奉仕した神輿昇をはじめ獅子頭持、御幣持（幣帛）、大拍子

持(大拍手)、面かぶり(鼻高面)は、神田祭の場合、一の宮神輿と二の宮神輿の行列それぞれを両町が毎回交互で奉仕したことがわかる。

両伝馬町はこの他に山車も曳き出していた。神田祭において町々の山車練物は三十六番と決められていたが、その中で大伝馬町は一番・諫鼓鶏の山車を、南伝馬町は二番・御幣に猿の山車という山車練物の先頭をつとめた。なぜ先頭をつとめたかを馬込勘解由は以下のように記している。

一、私町内吹貫一番相勤候儀、御祭礼被_レ仰付_レ候砌、御伝馬役相勤候

町故被_レ為_レ仰付_レ候由、尤被_レ為_レ仰付_レ候年月は相知不_レ申候得共、御

曲輪内_ニ罷在候節より相勤来申候、概四拾三年以前根津権現御祭礼被

_ニ仰出_レ候節も、一番_ニ同様之吹貫差出、諸事山王同様_ニ相勤申候、大

伝馬町之儀は、古町之内_ニも御曲輪内_ニ罷在候節之古町_ニ而、諸事御役

等も古相勤候故、一番_ニ被_レ仰付_レ相勤来候儀と奉_レ存候、以上⁽³⁵⁾、

古町であるがゆえ、そして御伝馬役という国役を負っているゆえに、大伝馬町は神田祭、山王祭として一度だけ行われた根津権現祭礼の一番山車をつとめることとなったという。

また両伝馬町は神輿が一時留まる場所でもあった。神田祭において神輿が一時留まる場所は、江戸城内の大手御橋及び神田橋御門近くの神田明神旧蹟地、そして両伝馬町と小舟町であった。「神田御社祭礼次第記」には「一大伝馬町は休息弁当所_ニ相成候旧例_ニ候事 一南伝馬町は神輿江御饌献備有之候旧例_ニ候事⁽³⁴⁾」とある。大伝馬町では名主・馬込勘解由宅で神主・社家・警固・借侍・供中間らに赤飯・煮染が振舞われ、神輿供奉・長柄持・神馬牽にも赤飯・煮染が配られた。また南伝馬町では先に引用した寛政三年の南伝馬町一丁目、二丁目の町入用の書上中にそれぞれ「一、金九両壹分式朱ト八貫五百文 山王明神御祭礼御神輿御小休御供物并_メ切矢来人足買賃銭其外諸入用_一」⁽³⁶⁾、「二、金三兩式分 山王明神両御祭礼御神輿御小休御供物其外諸入用_一」と見られる。

両伝馬町の国役としての神輿行列奉仕は江戸幕府との関係から大きな役割

を担っていた。

さらに草野本家『絵巻』において「青侍は赤坂伝馬町四ツ谷伝馬町両町勤之」とその他の伝馬町の供奉も見られる(図⑤の23参照)。赤坂伝馬町と四谷伝馬町の起立は、

寛永年中肥前国嶋原一揆之節、大人馬御用夥敷相勤候。為_レ御褒美_一大伝馬町名主・町人え、四谷明地大繩にて七百四拾間、南伝馬町名主・町人え、赤坂明地大繩にて七百六拾壹間拜領仕候二付、其節之大伝馬町・南伝馬町家持共、間口ニ応シ四谷・赤坂にて配分仕候⁽³⁶⁾。

とあり、鳥原の乱で活躍した両伝馬町への褒美として与えられた町々であった。山王祭においても「一山王祭礼之節、大伝馬町江引続小旗并棒突等差出候儀ハ旧年之定例_ニ而今_ニ至リ凡百八拾余年来無怠相勤来候_一」⁽³⁷⁾とあり南伝馬町・大伝馬町の手配により国役として奉仕したことが推測される。

四、神輿行列の構成 その三 —その他、行列に奉仕した人々—

神輿行列の構成要素として神輿及び両伝馬町を見てきたが、その他にも当然神主・社家・社人といった神職、小舟町という町方、氏子諸侯も行列に加わり奉仕した。これら構成要素の若干の考察を試みたいと思う。

a 神主、社家、社人

神田祭の神輿行列には当然、神主や社家も総出で奉仕したが、それだけでなく神田明神以外の神職たちも奉仕した。草野本家『絵巻』では神田明神の神主を始め社家として十一人の社家と二人の社人が描かれている(図⑤の3、8、10、12、14、18、22、25参照)。神田明神神主・芝崎豊後守をはじめ同じく神田明神社家・早川、木村、月岡、甫喜山の名が見られ、その他に社家として岩井、芦田、山王・諸井、堀口、山本、太刀持ちの社人として増田、高橋の名がそれぞれ見られる。芝崎豊後守は轎に乗り、社家・社人は馬乗で

あった。

社家の中で「山王・諸井」は、江戸山王権現（現・日枝神社）の社家であった。諸井家は江戸山王権現の御神領の支配代官という役であった諸井吉左衛門が同社御旅所へ引越し同所薬師堂の別当・智泉院と土地を分け御旅所の神主になって以来、代々続いた家である。この諸井がどういった経緯で神田祭に奉仕したのかは不明であり、今後の課題としたい。

神田明神の神職及び江戸山王権現社家・諸井以外の社家・社人はどのような立場の人物たちなのか不明であるが、江戸市中の神職同士の交流から、他社社の祭祀に奉仕する社家などの神職や江戸町方に居住の神職も多くいた。例えば、正徳四年九月に根津権現祭礼では、祭礼行列に神田明神の社家・月岡主計、早川監物、江戸山王権現の社家・千勝縫殿、千勝数馬をはじめ、社家・太刀社家・社家馬乗として吉田将監、南室讚岐、津守日向、押社家外記、秋元民部、茂木佐渡、神保宮内、山辺式部、宮間駿河、森村伊織、中山大和、鈴木右近、杉山左内、新井肥後、近藤大和、松永太夫、林和泉、神崎多宮、柳田繁喜ら多くの神職が奉仕した。

b 小舟町

草野本家『絵巻』に描かれた先導の「太太鼓」「御櫛」「御鉾」などには文字資料として誰が奉仕しているのか表記されていないが、これらは日本橋・小舟町の人々により奉仕された（図⑤の2、11参照）。

神田祭と小舟町との関係は社家・月岡主計が寛政五年に記した「神田大明神御由緒書」に見られる。江戸幕府開府以前の神田祭は、船祭つまり神輿の船渡御で「且御祭礼の義権現様御入国の比迄は毎年舟祭にて、竹橋より御船にて小船町（神田屋庄右衛門）と申者の宅前より、神輿御揚り陸地通行にて御座候」とされ、小舟町・神田屋庄右衛門宅より陸に上がり渡御したことが記されている。

また小舟町は神田祭だけでなく山王祭と根津権現祭礼においても各々の二の

宮神輿昇を奉仕しており、他の町々と一線画す特別な町であったようである。本来、伝馬役を負う国役町が天下祭の神輿昇を奉仕することが通例であったのならば、奉仕する町は小伝馬町であるべきであろうが、何ゆえ小舟町が奉仕したのであるか。

具体的な経緯は不明であるが、そのヒントの一つとして天王祭があげられる。天王祭は、神田明神の境内に祀られていた牛頭天王三社（現・江戸神社、大伝馬町八雲神社、小舟町八雲神社）の祭礼で、六月に行われ、南伝馬町、大伝馬町、小舟町にそれぞれ御飯屋が置かれた。小舟町の天王祭の起立について『撰要集』に以下の記述が見られる。

一小舟町天王神輿獅子頭鉾四神共

右者往古小伝馬町二神事有りし候所寛文六丙年より小舟町江引続夫より年々神事有之候尤巨細書物等有之候所天明六年類焼之節諸書物悉く焼失仕委細儀一切相分り兼候二付（以下略）

また「守貞謾稿」小舟町の天王祭の項に「この天王の旅処、昔は小伝馬町なり。正徳中、疫病を祓はんため、これを借り遷し、以来恒例となりて、長く小舟町に神輿を置き、これを祭りて小伝馬町に復せず。」と説明されている。こうしたことから、天下祭において本来小伝馬町が国役として奉仕すべきであった諸役を、小舟町が天王祭と同様に小伝馬町に代わって担ったのではなかろうか。

c 氏子諸侯（大名・旗本）

草野本家『絵巻』には「真先」「社家馬乗・社家乗馬」「神馬」「先徒士」「挟箱」「上下侍」そして長柄や棒突を提供した諸侯（大名・旗本）の名が記されている（図⑤の1、4、5、6、7、13、26、27、28参照）。神馬・長柄等を出した諸侯をみるとおおよそ神田明神あるいは神田・日本橋の氏子地域に居住する諸侯であり、江戸後期から幕末期までほぼ同じ諸侯の家がとめた。それを一覧にしたものが【表③】である。

木村信嗣「神田神社」に「社家馬上 二騎 社家衣体 有紋ノ縁袍 浅黄 奴袴 鞘瀧劔 中啓扇 乗馬盛装氏子ノ諸侯ヨリ出⁴⁹」とあり、社家が乗る馬が道具を含め氏子の大名・旗本より出されていたことがわかる。

これら諸侯の中で、神馬一疋を出した旗本・相馬家は神田明神及び神田祭において特別な存在であった。それは相馬家のご祭神・平将門公の子孫であったためで、神馬を出しただけでなく特別な役割も果たした。「神田明神地誌調」に「一 御祭礼当朝相馬邦三郎殿御社⁵¹参給御初穂金三百疋被献之候事」とあり、また木村「神田神社」にも「九月十五日晝寅ノ刻、幕旗下ノ土牛込若宮町ノ住相馬左衛門正装ニテ^{（三千石ノ格式ヲ用ユ）} 参社シ、二宮ノ御留守トシシ、終日殿内ニ祇候シ還輿ノ後退出ス。」とある。

氏子として諸侯が祭礼行列に加わった事例は、天下祭だけではなく江戸の諸社でも当然見られた。例えば杉森稻荷神社（現・相森神社、東京都中央区日本橋堀留町鎮座）の祭礼では、神輿行列に氏子の大名・小笠原播磨守が神馬を出し旗本・安藤内蔵助が騎馬を出したり、また下谷稻荷神社（現・下谷神社、東京都台東区下谷鎮座）の祭礼でも氏子の諸侯により長柄鎗の警固を出すことが旧例であった。⁵²

結びに代えて—今後の課題—

以上、草野本家『絵巻』を中心に江戸時代後期の神田祭における神輿行列の諸要素を見てきた。それぞれの要素を考察した上で、今後の課題を以下にまとめ結びに代えたい。

神田祭における二之宮神輿の形式の変化と神田明神及び平将門公への信仰との変遷は今後の課題である。江戸後期の『将門記』の流布により、平将門公が注目されるようになるとともに、それが神田明神のご祭神・平将門公の信仰へと影響が及んだことが憶測ながら考えられる。今後、神田明神及び将門公への「信仰」の具体的事例を考察し、どのような反映が神田祭に見られ

たか調査していくこととする。

両伝馬町による国役としての神田祭への奉仕を明らかにしたが、その中で両町の半纏姿の鳶人足による「獅子頭持」は、後の神輿のみみ担ぎへ影響を与えたであろう要素の一つとして今後注目したい。

その獅子頭は神田橋御門内にあった一ツ橋家屋敷内の神田明神旧蹟地において神輿が担ぎこまれた時に練り込み、獅子頭の狂いを行うことが恒例とされた。寛政期の神田祭の時の獅子頭の狂いについて以下の記録が見られる。

神輿わたらせ給ふ時、獅子をかうふるもの皆館内より振り舞ひ入て、御玄関の薙道の際にて獅子を合す（中略）其時獅子より先達て社家なるを式人、薙道の際に伺候して彼獅子を合する時、左右より扇をあげて是をとゞむ（中略）偕獅子に附属せるものは太鼓を打鳴し、一同に発声して御門外へ振舞つ、いづる⁵³

現在、東京各所で見られる神輿担ぎを想像させる儀式であったことがわかる。現在の神輿担ぎに影響を与えたという天王祭とともに今後調査していきたいと思う。

さらに神田明神の神職と江戸及び諸国の神職たちとの交流や小舟町や小伝馬町など神田祭に奉仕した町方の歴史の変遷や経済的面に注目した考察、そして諸侯については各家の文書・記録などにより、さらに詳細に奉仕の姿を明らかにしたいと思う。

山車練物、附祭、御雇祭など氏子町々による行列の詳細な考察、祭礼行列に実際に供奉した人夫、役夫という実働した人々、行列を警備し検視した与力・同心などについても今後考察すべきであろう。

今後、これらの考察により、神田祭及び江戸の祭礼の全体像を明らかにしていくこととする。

- (1) 『祠曹雜識』(一)、内閣文庫所蔵史籍叢刊第七卷、汲古書院、昭和五十六年、五一〇頁。
- (2) 神田祭を概括しているものとして、東京市役所『天下祭』東京市史外編第四(東京市役所、昭和十四年)、牧田勲『天下祭の性格―神輿行列を中心に―』、『撰南法学』創刊号、平成元年)、豊田和平『江戸の天下祭り』、『比較都市研究』二十卷二号、平成十三年)、拙稿『天下祭の原型と変容』、『國學院大學伝統文化リサーチセンター紀要』第一号、平成二十一年)などがある。
- (3) 牧田勲『天下祭の性格 神輿行列を中心に』。
- (4) 神田祭の絵巻は、『紙本着色神田明神祭礼絵巻』(住吉内記弘貫、文久三年(一八六三)、神田神社所蔵)、『神田明神祭礼図巻』(神田神社所蔵)、『神田明神御祭礼御雇祭絵巻』(文政八年(一八二五)、国立国会図書館所蔵)、『神田明神祭礼図』(寛政三年(一七九一)、東京国立博物館所蔵)、『神田明神祭礼絵巻』(寛政五年(一七九三)、龍ヶ崎市歴史民俗資料館所蔵)、『神田明神祭礼図巻』(江戸東京博物館所蔵)などがあるが、神輿行列が描かれているのは神田神社に所蔵する『紙本着色神田明神祭礼絵巻』のみである。
- (5) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第八卷、塙書房、平成九年、一一五頁。
- (6) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第八卷参照。
- (7) 素全という人物については不明であり、またなぜ文政六年という時期に描かれたのかも現時点では不明である。
- (8) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第四卷、塙書房、平成七年、五四頁。
- (9) 作美陽一『大江戸の天下祭り』、河出書房新社、平成八年、八一頁。また、東京市役所『天下祭』、竹ノ内雅人『江戸祭礼の表象』(近藤和彦・伊藤毅『江戸とロンドン』別冊 都市史研究、山川出版社、平成十九年)も参照。
- (10) 享保以前の神田祭の祭礼行列の道筋については具体的には明らかではないが、正徳四年の根津権現祭礼における行列の道筋が、田安御門より江戸城内へ入り上覧所を経て竹橋御門を出ているところから、神田祭における祭礼行列の道筋も田安御門を通り上覧所前を通過したものと推測される(東京都神社庁『東京都神社史料』第一輯、東京都神社庁、昭和四十一年参照)。
- (11) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第八卷、一一七頁。
- (12) 宝暦九年五月町触に以下の町触が見られる。
所々祭礼之義ニ付、町々心得之趣享保六丑年相触候処、近来猥ニ相成、相違之品も相見え不埒二候、乍然神事之儀、町人共ニ統信仰之上、町中追而繁栄ニ随ひ、おのつから人数も相増候事ニ候条、咎之沙汰ニ不及候、以来ハ先年相触候通急度相守、やたいは勿論、やたいに紛敷躰之出し等一切無用ニ可仕候、然共其外は神事之義ニ候得は、賑ひ候様ニは可致事ニ候、鼓
- 笛太鼓之儀は勿論、近来差出来候通之ねりもの并日覆等致差出候儀、又は三味線等之音曲杯相止候様二との事にてハ無之候、(以下略)。(近世史料研究会『江戸町触集成』第六卷、塙書房、平成八年、九九頁)。
- (13) 黒田日出男『王の身体 王の肖像』(イメージリーディング叢書、平凡社、平成五年)参照。この絵巻では神輿行列は描かれていないが、但し書きとして「御祭礼壯觀之頃者、神輿の婦社深更至る故に、公に願ひて、十番・十一番の間に神輿渡御ある事とはなりぬ」と付されている。龍ヶ崎歴史民俗資料館所蔵「神田明神祭礼絵巻」の類書として、神田神社所蔵『神田明神祭礼図巻』三卷、東京国立博物館所蔵『神田明神祭礼図』、江戸東京博物館所蔵『神田明神祭礼図巻』などがある。
- (14) 「神田明神地誌調」(『寺社書上 湯嶋神社書上、一』文政十年、国立国会図書館所蔵)、木村信嗣『神田神社』(明治三十三年、『将門関係書類』十三、流通経済大学図書館・祭魚河文庫所蔵)。芝崎好定『神田御社祭礼次第記』(神田御社御祭礼次第是迄仕来候振合書)〔明治二年、東京都立中央図書館所蔵〕、以上の史料の翻刻として、東京都神社庁『東京都神社史料』第一輯(東京都神社庁、昭和四十一年)、日本祭礼行事集成刊行会『日本祭礼行事集成』第四卷(平凡社、昭和四十六年)、谷川健一『日本庶民生活史料集成』第二十二卷(三一書房、昭和五十四年)、拙稿「史料紹介「渡御祭旧事、江戸時代渡御祭式」―神田祭の基礎知識として―」〔『社寺史料研究』第八号、平成十八年)も参照。
- (15) 「神田明神地誌調」〔『寺社書上 湯嶋神社書上、一』〕
- (16) 芝崎好定『神田御社祭礼次第記』(神田御社御祭礼次第是迄仕来候振合書)、『日本祭礼行事集成刊行会』『日本祭礼行事集成』第四卷(八一―二頁)、谷川健一『日本庶民生活史料集成』第二十二卷(一六三頁)。
- (17) 『神田神社記録』(元禄頃、國學院大學図書館・黒川文庫所蔵)、拙稿「國學院大學図書館・黒川文庫所蔵『神田神社記録』の翻刻(下)」〔『神道宗教』第二〇七号、平成十九年七月)を参照。
- (18) 宝暦十三年の修復、安永二年の新調は高柳眞三・石井良助編『御触書天明集成』(岩波書店、昭和十一年、五五五頁、六一二頁)、寛政九年と文政六年の修復は高柳眞三・石井良助編『御触書天保集成』下(岩波書店、昭和十六年、三八頁、八六頁)を参照。
- (19) 『御触書天明集成』、五五五頁。
- (20) 千代田図書館『神田の祭―その周辺―』(千代田区、昭和四十五年)参照。
- (21) 『神田明神祭礼留書』(弘化二年(一八四五)、東京都立中央図書館・特別文庫室

- 所蔵)、牧田勲「神田明神祭祀留書」(『撰南法學』十五号、平成八年二月) 参照。
- (22) 牧田勲「天下祭の性格―神輿行列を中心に―」参照。江戸の諸社祭祀については、朝倉治彦・校注『東都歳事記』1-3(原本は天保九年発行、平凡社、昭和四十五-七年)、竹ノ内雅人「江戸の神社とその周辺―祭祀をめぐって―」(都市史研究会『年報都市史研究』⑫「伝統都市の文節構造」、山川出版社、平成十六年) 参照。
- (23) 木村信嗣「神田神社」(『将門関係書類』十三)。
- (24) ①から④の番附は以下の通りである。①「神田明神御祭礼御免番附」(文政八年)、②「神田大明神御祭礼番附貼込帖」(文化十二年-嘉永二年)、③「神田明神御祭礼番附」(天保四年)、④「神田明神御祭礼附祭番附」(天保六年)。いずれも神田神社所蔵。
- (25) 梶原正昭・訳注「将門記」2(平凡社、昭和五十一年)、中田祝夫・解説「将門記」(勉誠社、昭和六十年)、岩井市史編さん委員会、福田豊彦・責任編集「平将門資料集 付・藤原純友資料」(新人物往来社、平成八年)、梶原正昭・矢代和夫「将門伝説」(新読書社、昭和五十年) 等を参照。
- (26) 国役については、吉田伸之「役と町―江戸南伝馬町二丁目他3町を例として―」(『歴史学研究』No. 四七一、昭和五十四年八月) を参照。
- (27) 東京都『東京市史稿』産業篇第十二、東京都、昭和四十三年、六一六-七頁。
- (28) 伝馬役については、東京都公文書館「元禄の町」都史紀要二十八、東京都生活文化局広報聴取部情報公開課、昭和五十六年)、片倉比佐子「大江戸八百八町と町名主」(吉川弘文館、平成二十一年) などを参照。
- (29) 東京市役所『東京市史稿』市街編 第三十一、東京市役所、昭和十三年、一九頁。
- (30) 「御伝馬方旧記」十三、『近世交通史料集』三、御伝馬方旧記、吉川弘文館、昭和四十四年、五三一頁。
- (31) 「御伝馬方旧記」十、『近世交通史料集』三、御伝馬方旧記、三九三-四頁。
- (32) 木村信嗣「神田神社」(明治三十三年、『将門関係書類』十三)、拙稿「史料紹介」渡御祭旧事、江戸時代渡御祭式―神田祭の基礎知識として― 参照。
- (33) 「御伝馬方旧記」十三、『近世交通史料集』三、御伝馬方旧記、五三三頁。
- (34) 芝崎好定「神田御社祭祀次第記」(神田御社御祭礼次第是迄仕来候振合書)、『日本祭祀行事集成』第四卷(八二頁)、『日本庶民生活史料集成』第二十二卷(二六四頁)。「御伝馬方旧記」十三(『近世交通史料集』三)も参照。
- (35) 東京市役所『東京市史稿』市街篇第三十一、東京市役所、昭和十三年、二二頁、五一頁。
- (36) 東京都『東京市史稿』産業編第十五、東京都、昭和四十六年、九三頁。
- (37) 新宿近世文書研究会「町方書上 四谷町方書上」、新宿近世文書研究会、平成十五年、一一頁。
- (38) 『日枝神社史 全』(日枝神社御鎮座五百年奉賛会、昭和五十四年) 参照。
- (39) 竹ノ内雅人「江戸の神社とその周辺―祭祀をめぐって―」(都市史研究会『年報都市史研究』⑫「伝統都市の文節構造」、山川出版社、平成十六年)、同「神社と神職集団 江戸における神職の諸相(吉田伸之「神社をささえる人びと」身分的周縁と近世社会6、吉川弘文館、平成十九年) 等を参照。
- (40) 東京都神社庁『東京都神社史料』第一輯(東京都神社庁、昭和四十一年) 参照。
- (41) 木村信嗣「神田神社」(『将門関係書類』十三) 参照。
- (42) 太田南畝「異本 武江披砂」(『太田南畝全集』第十七卷、五六〇頁)。
- (43) 『日枝神社史』、『江戸根津権現神前額面之縮図 御祭礼 正徳四甲午歳九月廿一日』(天保十一年、森屋治兵衛、神田神社所蔵)、「御府内備考続編」(『東京都神社史料』第一輯) 参照。
- (44) 天王祭については「天王祭礼起立」(『撰要集』起立之部、二ノ下、国立国会図書館所蔵)、「神田明神地誌調」(『寺社書上 湯嶋神社書上、一』、斎藤月岑・著、朝倉治彦・校注『東都歳事記』2(原本は天保九年発行、平凡社、昭和四十五年) 参照。
- (45) 「天王祭礼起立」(『撰要集』起立之部、二ノ下)。
- (46) 喜田川守貞・著、宇佐美英機・校訂『近世風俗志(四)守貞謄稿』、岩波書店、平成十三年、二二三頁。
- (47) 本来ならば神田祭と山王祭の山車練物行列にも小伝馬町の名があるべきであったことが推測される。正徳四年の根津権現祭礼において、一番大伝馬町、二番南伝馬町に続き「三番 小伝馬町一丁目二丁目三丁目上町下町」(『江戸根津権現神前額面之縮図 御祭礼 正徳四甲午歳九月廿一日』)の名が見られる。また小舟町も山王祭において四番として山車こそ出していないが初穂を納め番附に名を連ねている。
- (48) 文政十年頃の諸侯の居住地は以下の通りである。戸田越前守・筋違橋の内、松平左衛門尉・筋違橋、稲葉対馬守・小川町、秋元但馬守・呉服橋内、榊原遠江守・一橋の外、酒井左衛門尉・神田橋の内、本庄伊勢守・小川町、久世長門守・常盤橋内、松平英之助・駿河台、伊東播磨守・猿楽町、小出信濃守・雉子橋外、内藤豊後守・神田明神下、建部内匠頭・神田明神下、石川主殿頭・下谷大名小路、黒田三五郎・下谷広小路、立花左近将監・下谷御徒町、加藤遠江守・同、佐竹左京大夫・下谷七軒町、松浦肥前守・浅草鳥越、井上筑後守・下谷広小路、杉浦房次郎・湯島三丁目、溝口備後守・湯島妻恋下、三枝宗次郎・同、神保修理・小川町神保小路、彦坂大膳亮・本郷弓町、久永主税・本郷元町、久永源左衛門・小日向ノ橋南角、片岡政之助・湯島三丁目(『東京市役所』「天下祭」参照)。
- (49) 木村信嗣「神田神社」(『将門関係書類』十三)。
- (50) 芝崎好善「神田明神地誌調」(『寺社書上 湯嶋神社書上、一』)。
- (51) 木村信嗣「神田神社」(『将門関係書類』十三)。

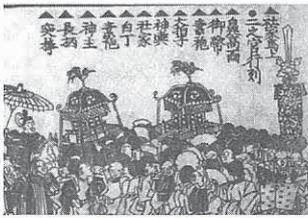
(52) 杉森稲荷神社の事例については東京都中央区教育委員会社会教育課文化財係

『相森神社所蔵文書』(中央区文化財調査報告書 第四集、東京都中央区教育委員会社会教育課文化財係、平成八年)、下谷稲荷神社は斎藤月岑・編、今井金吾・校訂『定本 武江年表』中(筑摩書房、平成十五年)を参照。

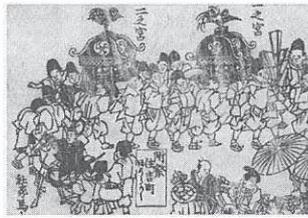
(53) 中根正峽「神田明神旧地祭礼之記」寛政九年 大田南畝『大田南畝全集』第十七卷、岩波書店、昭和六十三年、五六二頁。

【付記】

図版等に関して、熊本県日田市・草野本家第二十代御当主・草野義輔氏に多大なる便宜をいただきました。末筆ながら、ここに御礼申し上げます。なお、平成二十一年十二月に草野本家住宅が国指定重要文化財に指定されたこと、この場を借りて御祝辞申し上げます。



図③ 天保4年



図① 文政8年



図④ 天保6年



図② 文政12年

【表①】 草野本家所蔵「神田明神祭礼絵巻」に描かれた神輿行列

真先 (高張提灯・棒突)	立花和泉守	10本
大太鼓		
御幣		
御櫛		
社家馬乗	岩井、芦田	
(長柄)	加藤遠江守	10本
(長柄)	立花左近将監	20本
(長柄)	酒井左衛門尉	20本
(長柄)	佐竹右京大夫	15本
(長柄)	稲葉丹後守	20本
社家 (馬乗)	芦田	
(獅子頭) 角獅子	大伝馬町	
(獅子頭) 玉獅子	南伝馬町	
社家 (馬乗)	早川	
社家 (馬乗)	木村	
御鉢	2本	
社家 (馬乗)	山王・諸井	
※神馬	土井甲斐守	1疋
※神馬	立花左近将監	2疋
※神馬	秋本 (元) 左馬佐	2疋
※神馬	相馬小弥太	1疋
※社家乗馬	石川主殿頭	(1疋)
※社家乗馬	戸田因幡守	2疋
※社家乗馬	久世大和守	2疋
※社家乗馬	建部内匠頭	2疋
※社家乗馬	内藤下総守	2疋
※社家乗馬	井上筑後守	1疋
※社家乗馬	松平長門守	2疋
※社家乗馬	小出信濃守	1疋
※神馬	六郷勝吉	1疋
※社家乗馬	松平紀伊守	1疋
※社家乗馬	溝口備後守	1疋
※神馬	神保喜内	1疋
※神馬	三枝大学	1疋

【表③】 諸侯による神馬、社家乗馬、棒突、長柄等奉仕一覧

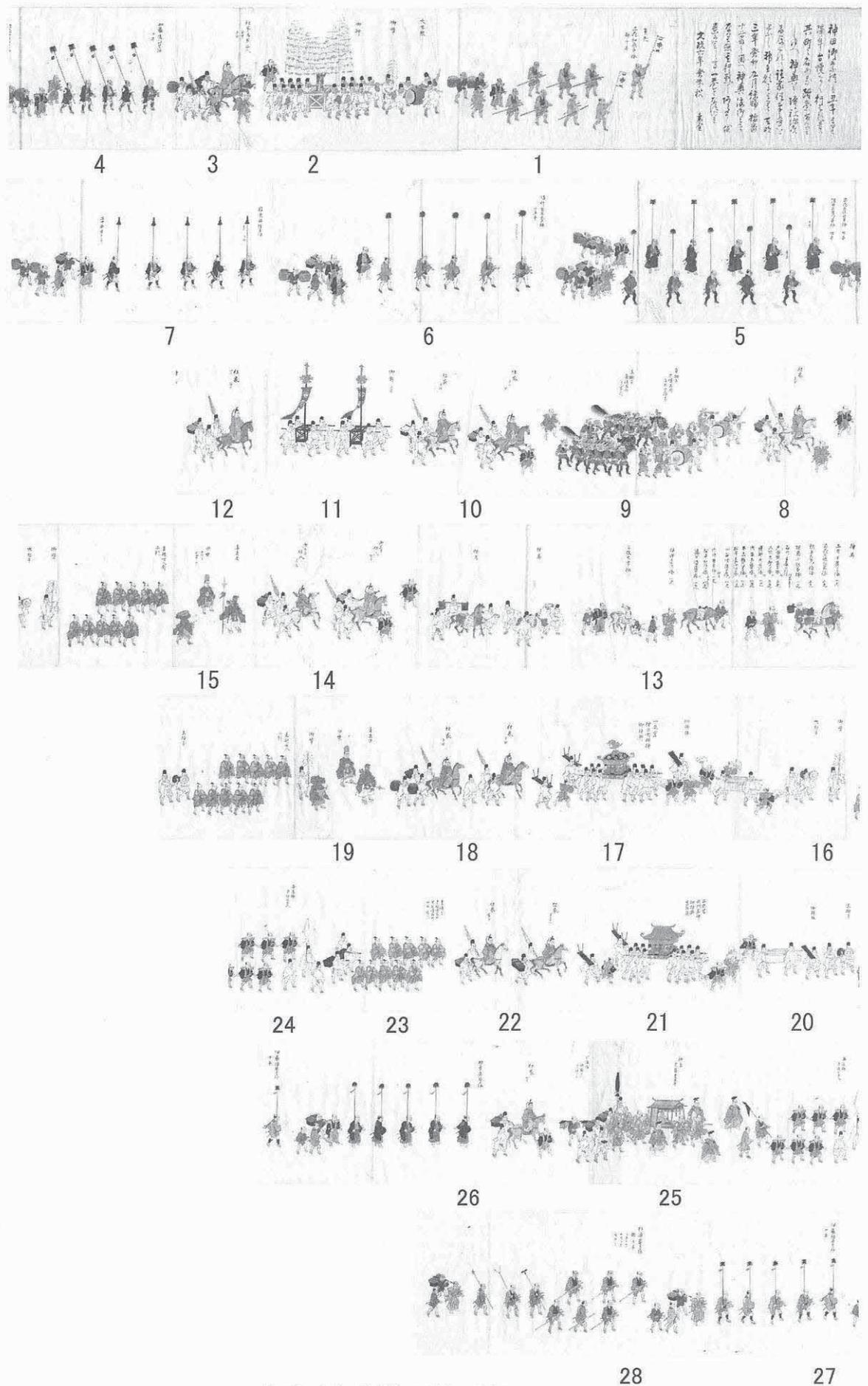
	草野本家「神田明神祭礼絵巻」	「神田明神地誌調」	木村信嗣「神田神社」
神馬		一ツ橋 2疋	松平越前守 2頭
神馬	土井甲斐守 1疋	土井錦橋 1疋	土井能登守 1頭
神馬	立花左近将監 2疋	立花左近将監 2疋	立花左近将監 2頭
神馬	秋本 (元) 左馬佐 2疋	秋元但馬守 2疋	秋元但馬守 2頭
神馬	相馬小弥太 1疋	相馬邦三郎 2疋	相馬左衛門 1頭
神馬	六郷勝吉 1疋		
神馬	神保喜内 1疋	神保修理 1疋	神條修理 1頭
神馬	三枝大学 1疋	三枝宗四郎 1疋	三枝宗四郎 1頭
社家乗馬	石川主殿頭 1疋	石川主殿頭 3疋	※記載なし
社家乗馬	戸田因幡守 2疋	戸田越前守 2疋	※記載なし
社家乗馬	久世大和守 2疋	久世長門守 2疋	※記載なし
社家乗馬	建部内匠頭 2疋	建部内匠頭 1疋	※記載なし
社家乗馬	内藤下総守 2疋	内藤豊後守 1疋	※記載なし
社家乗馬	井上筑後守 1疋	井上筑後守 1疋	※記載なし
社家乗馬	松平長門守 2疋	松平左衛門尉 2疋	※記載なし
社家乗馬	小出信濃守 1疋	小出信濃守 1疋	※記載なし
社家乗馬	松平紀伊守 1疋	松平英之助 1疋	※記載なし
社家乗馬	溝口備後守 1疋	溝口備後守 1疋	※記載なし
社家乗馬		水野播磨守 1疋	※記載なし
社家乗馬		彦坂大膳亮 1疋	※記載なし
棒突	立花和泉守 10本	立花豊前守 11人	立花豊前守 11人
棒突	杉浦出雲守 棒10本	杉浦房次郎 25人	杉浦統之助 25人
長柄	加藤遠江守 10本	加藤遠江守 10筋	加藤遠江守 10筋
長柄	立花左近将監 20本	立花左近将監 20筋	立花左近将監 20筋
長柄	酒井左衛門尉 20本	酒井左衛門尉 20筋	酒井左衛門尉 20筋
長柄	佐竹右京大夫 15本	佐竹右京大夫 15筋	佐竹右京大夫 15筋
長柄	稲葉丹後守 20本	稲葉対馬守 20筋	稲葉丹後守 20筋
長柄	榊原遠江守 10本	榊原遠江守 10筋	榊原遠江守 10筋
長柄	伊藤播磨守 10本	伊東播磨守 10筋	伊東播磨守 10筋
長柄		松浦肥前守 長柄料 白銀3枚	
先徒士・牽馬	本庄 3人	本庄伊勢守 侍3人、牽馬1疋	
挟箱持	片岡 2人	片岡政之助 2人	
上下侍	片岡 1人		
提灯		黒田三五郎 15張	
提灯		久永主税 15張	
提灯		久永源左衛門 15張	

神馬		
神馬		
御太刀	社人 増田	
御太刀	社人 高橋	
鼻高面		
田楽	カッコ ビンササラ	
素袍		20人宛 2行
御幣		
大拍子		
御膳板		
(神輿) 一之宮	神田大明神 御神輿	
社家	月岡	
社家	月岡	
鼻高面		
田楽		
御幣		
素袍		20人宛 2行
大拍子		
御膳板		
(神輿) 二之宮	将門靈神 御神輿 霊社造	
社家	甬喜山	
社家	堀口	
青侍	赤坂伝馬町四ツ谷伝馬町	
先徒士	本庄	3人
神主 (轎)	芝崎豊後守	
挟箱	片岡	2人
上下侍	片岡	1人
社家	山本	
(長柄)	榊原遠江守	(10本)
(長柄)	伊藤播磨守	10本
(棒突)	杉浦出雲守	棒10本、三つ道具

() は「神田明神地誌調」(文政10年、「社書上 湯嶋神社書上、一」、国立国会図書館所蔵)及び木村信嗣「神田神社」(明治33年、「将門関係書類」十三、流通経済大学・祭典文庫所蔵)より筆者が補った。※は神馬及び社家・社人が乗るための馬を出した諸侯の一覧を表す。

【表②】 神田祭・神輿行列における大伝馬町・南伝馬町の所役一覧

諸役	人数	担当	装束等
職	10竿 2行	南伝馬町	白晒麻の職、朱にて町名を記す
大太鼓	2個 鼓手2人・昇夫6人	南伝馬町の人夫	白丁
獅子頭	2頭 人夫24人	両町ノ鷲ノ者	半纏 (大伝馬町は雲に雷光、南伝馬町は雲に龍) 牝牡は両町隔処で預かり
警固	4人	南伝馬町々役人	麻上下
田楽鞆鼓	2人	南伝馬町々役人	緋珍水干白袴金揉立烏帽子鼓を前腰に付ける
同拍板	2人		緋珍水干白袴赤地錦の綾蘭笠金色の拍板を胸に掛ける
鼻高面被	1人	大伝馬町役夫	赤地金襴小狩衣白袴烏兜手鉾
幣帛 素襖	持手1人	大伝馬町々役人	南伝馬町と隔番
警固	2人	大伝馬町々役人	麻上下 南伝馬町と隔番
素襖	40人 2行	大伝馬町々役夫	南伝馬町と隔番
大拍手	持人3人	大伝馬町々人夫	白丁 南伝馬町と隔番
一ノ宮神輿	昇夫50人	大伝馬町々人夫	白丁 南伝馬町と隔番
二ノ宮神輿	昇夫50人	持夫	白丁 南伝馬町と隔番
提灯	2脚		
警固	8人	大伝馬町々役人 人夫長4人	役人：麻上下 人夫：裁附袴着 南伝馬町と隔番
鼻高面被	1人	南伝馬町役夫	大伝馬町と隔番
幣帛 素襖	持手1人	南伝馬町々役人	大伝馬町と隔番
警固	2人	南伝馬町々役人	麻上下 大伝馬町と隔番
素襖	40人 2行	南伝馬町々役夫	大伝馬町と隔番
大拍手	持人3人 白丁	南伝馬町々人夫	大伝馬町と隔番
二ノ宮神輿	昇夫50人	南伝馬町人夫	白丁 大伝馬町と隔番
提灯	2脚	持夫	白丁 大伝馬町と隔番
警固	8人	大伝馬町々役人 人夫長4人	役人：麻上下 人夫：裁附袴着 大伝馬町と隔番



図⑤ 草野本家所蔵「神田明神祭礼絵巻」